

横浜市グリーン電力調達実施要綱 新旧対照表

変更部分は下線で示す

旧	新
<p style="text-align: center;">横浜市グリーン電力調達実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本要綱は、横浜市が行う電力の調達に際し、環境に配慮した電力供給契約を締結するために必要な事項を定める。</p> <p>(環境に配慮した電力供給契約)</p> <p>第2条 本要綱において、「環境に配慮した電力供給契約」とは、横浜市との電力供給契約の締結を希望する小売電気事業者の資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境配慮評価項目」を基準として評価したうえで締結する電力の供給契約をいう。</p> <p>(対象組織等)</p> <p>第3条 この要綱は、本市の全ての区局等が電力を調達する際に適用する。</p> <p>(環境配慮評価項目)</p> <p>第4条 本要綱における環境配慮評価項目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）</p> <p>(2) 再生可能エネルギーの導入状況等</p> <p>(検討委員会の設置)</p> <p>第5条 環境配慮評価項目等について検討を行い、小売電気事業者の評価点を判定し、環境に配慮した電力供給契約の締結を適正に行うため、横浜市グリーン電力調達検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 検討委員会に関して必要な事項は別に定める。</p> <p>(評価)</p> <p>第6条 横浜市との電力供給契約の締結を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境配慮評価項目に係る評価点を、別紙「環境配慮評価基準」により算定し、「環境配慮評価項目等報告書」（様式1）に記載し、原則として年度ごとに定める期間内に、横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課（以下「環境エネルギー課」という。）に提出するものとする。</p> <p>2 検討委員会は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認するとともに、別紙に示す環境配慮評価基準等により、評価点を判定する。</p> <p>3 前項の規定により判定された評価点の合計が50点以上の小売電気事業者が、本市との契約を締結する資格（以下「契約資格」という。）を有するものとする。</p> <p>4 区局等は、50点を下回らない範囲で、評価点に係る契約資格を別に定めることができるものと</p>	<p style="text-align: center;">横浜市グリーン電力調達実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本要綱は、横浜市が行う電力の調達に際し、環境に配慮した電力供給契約を締結するために必要な事項を定める。</p> <p>(環境に配慮した電力供給契約)</p> <p>第2条 本要綱において、「環境に配慮した電力供給契約」とは、横浜市との電力供給契約の締結を希望する小売電気事業者の資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境配慮評価項目」を基準として評価したうえで締結する電力の供給契約をいう。</p> <p>(対象組織等)</p> <p>第3条 この要綱は、本市の全ての区局等が電力を調達する際に適用する。</p> <p>(環境配慮評価項目)</p> <p>第4条 本要綱における環境配慮評価項目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）</p> <p>(2) 再生可能エネルギーの導入状況等</p> <p>(検討委員会の設置)</p> <p>第5条 環境配慮評価項目等について検討を行い、小売電気事業者の評価点を判定し、環境に配慮した電力供給契約の締結を適正に行うため、横浜市グリーン電力調達検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 検討委員会に関して必要な事項は別に定める。</p> <p>(評価)</p> <p>第6条 横浜市との電力供給契約の締結を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境配慮評価項目に係る評価点を、別紙「環境配慮評価基準」により算定し、「環境配慮評価項目等報告書」（様式1）に記載し、原則として年度ごとに定める期間内に、横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課（以下「環境エネルギー課」という。）に提出するものとする。</p> <p>2 検討委員会は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認するとともに、別紙に示す環境配慮評価基準等により、評価点を判定する。</p> <p>3 前項の規定により判定された評価点の合計が50点以上の小売電気事業者が、本市との契約を締結する資格（以下「契約資格」という。）を有するものとする。</p> <p>4 区局等は、50点を下回らない範囲で、評価点に係る契約資格を別に定めることができるものと</p>

<p>し、その場合にあつては、当該定めに従うものとする。</p> <p>5 特段の事情により、区局等が第3項の規定によらない契約資格を定める場合にあつては、検討委員会の議決によりこれを定めることができるものとし、その場合にあつては、当該定めに従うものとする。</p> <p>(判定結果の通知及び公表)</p> <p>第7条 環境エネルギー課は、前条第2項の規定による判定結果について、小売電気事業者に通知するとともに、区局等に通知するものとする。</p> <p>2 環境エネルギー課は、区局等が環境に配慮した電力を調達できるよう、前条第2項の規定による判定を受けた小売電気事業者及びその評価点等を、インターネット等で公表するものとする。</p> <p>3 区局等は、第1項の通知又はインターネット等により、小売電気事業者の判定結果を確認するものとする。</p> <p>4 区局等は、電力調達の結果を環境エネルギー課に報告するものとする。</p> <p>(事業者の努力)</p> <p>第8条 横浜市と契約を行った小売電気事業者は、契約期間中においても、第6条第3項、第4項又は第5項の規定による契約資格の水準を維持しながら電力を供給するよう努めるものとする。</p> <p>2 前項の小売電気事業者は、横浜市から環境配慮の状況について説明や関係書類の提出を求められた場合は、可能な限り応じるものとする。</p> <p>(要綱の改正)</p> <p>第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況や社会情勢等を踏まえつつ、本要綱はおおむね一年に一度、改正することとする。</p> <p>2 前項の改正を行うにあたっては、あらかじめ横浜市財政局と協議を行うこととする。</p> <p>(判定結果の有効期間)</p> <p>第10条 判定結果は、前条に規定する要綱の改正まで有効とする。</p> <p>(事務処理)</p> <p>第11条 この要綱に係る事務処理等は、環境エネルギー課において行う。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は平成18年11月22日から施行する。 この要綱は平成19年11月7日から施行する。 この要綱は平成20年11月26日から施行する。 この要綱は平成21年11月25日から施行する。 この要綱は平成22年11月16日から施行する。 この要綱は平成23年5月1日から施行する。 この要綱は平成24年10月17日から施行する。</p>	<p>し、その場合にあつては、当該定めに従うものとする。</p> <p>5 特段の事情により、区局等が第3項の規定によらない契約資格を定める場合にあつては、検討委員会の議決によりこれを定めることができるものとし、その場合にあつては、当該定めに従うものとする。</p> <p>(判定結果の通知及び公表)</p> <p>第7条 環境エネルギー課は、前条第2項の規定による判定結果について、小売電気事業者に通知するとともに、区局等に通知するものとする。</p> <p>2 環境エネルギー課は、区局等が環境に配慮した電力を調達できるよう、前条第2項の規定による判定を受けた小売電気事業者及びその評価点等を、インターネット等で公表するものとする。</p> <p>3 区局等は、第1項の通知又はインターネット等により、小売電気事業者の判定結果を確認するものとする。</p> <p>4 区局等は、電力調達の結果を環境エネルギー課に報告するものとする。</p> <p>(事業者の努力)</p> <p>第8条 横浜市と契約を行った小売電気事業者は、契約期間中においても、第6条第3項、第4項又は第5項の規定による契約資格の水準を維持しながら電力を供給するよう努めるものとする。</p> <p>2 前項の小売電気事業者は、横浜市から環境配慮の状況について説明や関係書類の提出を求められた場合は、可能な限り応じるものとする。</p> <p>(要綱の改正)</p> <p>第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況や社会情勢等を踏まえつつ、本要綱はおおむね一年に一度、改正することとする。</p> <p>2 前項の改正を行うにあたっては、あらかじめ横浜市財政局と協議を行うこととする。</p> <p>(判定結果の有効期間)</p> <p>第10条 判定結果は、前条に規定する要綱の改正まで有効とする。</p> <p>(事務処理)</p> <p>第11条 この要綱に係る事務処理等は、環境エネルギー課において行う。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は平成18年11月22日から施行する。 この要綱は平成19年11月7日から施行する。 この要綱は平成20年11月26日から施行する。 この要綱は平成21年11月25日から施行する。 この要綱は平成22年11月16日から施行する。 この要綱は平成23年5月1日から施行する。 この要綱は平成24年10月17日から施行する。</p>
---	---

この要綱は平成26年9月24日から施行する。
 この要綱は平成27年11月25日から施行する。
 この要綱は平成28年10月14日から施行する。
 この要綱は令和元年9月30日から施行する。
 この要綱は令和2年9月10日から施行する。
 この要綱は令和3年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年9月30日から施行する。

【別紙】

<環境配慮評価基準>

環境配慮評価項目	区分	配点等
(1) 2020年度の1kWhあたりの全電源平均 二酸化炭素基礎排出係数(注1)(kg-CO ₂ /kWh)	0.30未満	60
	0.30以上0.35未満	55
	0.35以上0.40未満	50
	0.40以上0.45未満	45
	0.45以上0.50未満	40
	0.50以上0.55未満	35
	0.55以上0.60未満	30
	0.60以上	0
(2) 2020年度の再生可能エネルギーの導入状況等(注2)	45%以上	40
	30%以上45%未満	30
	15%以上30%未満	20
	5%以上15%未満	15
	0%を超えて5%未満	10
	導入していない	0
合計 (1)+(2)		100

(注1)

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている2020年度の二酸化炭素排出係数(基礎排出係数)。なお、基礎排出係数が公表されていない場合は、代替値を用いるものとする。

(注2)

「再生可能エネルギーの導入状況」及び「未利用エネルギーの活用状況」それぞれの割合を合算して算出する。なお、算出方法は以下のとおりとする。

この要綱は平成26年9月24日から施行する。
 この要綱は平成27年11月25日から施行する。
 この要綱は平成28年10月14日から施行する。
 この要綱は令和元年9月30日から施行する。
 この要綱は令和2年9月10日から施行する。
 この要綱は令和3年9月29日から施行する。
 この要綱は令和4年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年8月9日から施行する。

【別紙】

<環境配慮評価基準>

環境配慮評価項目	区分	配点等
(1) 2021年度の1kWhあたりの全電源平均 二酸化炭素基礎排出係数(注1)(kg-CO ₂ /kWh)	0.30未満	60
	0.30以上0.35未満	55
	0.35以上0.40未満	50
	0.40以上0.45未満	45
	0.45以上0.50未満	40
	0.50以上0.55未満	35
	0.55以上0.60未満	30
	0.60以上	0
(2) 2021年度の再生可能エネルギーの導入状況等(注2)	45%以上	40
	30%以上45%未満	30
	15%以上30%未満	20
	5%以上15%未満	15
	0%を超えて5%未満	10
	導入していない	0
合計 (1)+(2)		100

(注1)

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている2021年度の二酸化炭素排出係数(基礎排出係数)。なお、基礎排出係数が公表されていない場合は、代替値を用いるものとする。

(注2)

「再生可能エネルギーの導入状況」及び「未利用エネルギーの活用状況」それぞれの割合を合算して算出する。なお、算出方法は以下のとおりとする。

【再生可能エネルギーの導入状況の算定方式】

$$\text{2020 年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端)}}{\text{供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

1. 再生可能エネルギーとは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第二条第 3 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
2. 再生可能エネルギー電気の利用量は、次に掲げる利用量を合算して算出する。
ただし、他小売電気事業者への販売分は含まない。
 - ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）
 - ② 他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）
（再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量を含める。）
3. 供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

【未利用エネルギーの活用状況の算定方式】

$$\text{2020 年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
 - ① 工場等の廃熱又は排圧
 - ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第 3 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
 - ③ 高炉ガス又は副生ガス
3. 未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. 供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

【再生可能エネルギーの導入状況の算定方式】

$$\text{2021 年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端)}}{\text{供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

1. 再生可能エネルギーとは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第二条第 3 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
2. 再生可能エネルギー電気の利用量は、次に掲げる利用量を合算して算出する。
ただし、他小売電気事業者への販売分は含まない。
 - ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）
 - ② 他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）
（再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量を含める。）
3. 供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

【未利用エネルギーの活用状況の算定方式】

$$\text{2021 年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
 - ① 工場等の廃熱又は排圧
 - ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第 3 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
 - ③ 高炉ガス又は副生ガス
3. 未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. 供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

【様式1】

環境配慮評価項目等報告書

年 月 日

横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課長

所在地
 商号又は名称
 代表者職・氏名
 問い合わせ先部署名
 問い合わせ先担当者名
 問い合わせ先電話番号
 問い合わせ先
 Eメールアドレス

横浜市グリーン電力調達実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり報告します。
 なお、報告内容は事実と相違ありません。

【環境配慮評価項目に係る数値及び評価点】

環境配慮評価項目	数値	評価点
(1) 2020年度の1kWhあたりの全電源平均CO ₂ 基礎排出係数	(kg-CO ₂ /kWh)	点
(2) 2020年度の再生可能エネルギーの導入状況等	(I)+(II) (%) ※小数点以下第2位を切捨て	点
合計 (1)+(2)		点

【(2)の算定に係る内訳】※(I)(II)それぞれの端数処理は小数点以下第3位を切捨て

$$(I) \text{ 再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}(①+②)}{\text{供給電力量(需要端)}: A} \times 100$$

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端)
- ② 他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端)
- A 供給電力量 (需要端)
- B ②のうち、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量 (送電端)

①	kWh	②	kWh
A	kWh	B	kWh

$$(II) \text{ 未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}: C}{\text{供給電力量(需要端)}: A} \times 100$$

C 未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)

C	kWh
---	-----

【供給可能な規模】 供給可能な規模の左側に「○」を入力 ※複数選択可

<input type="checkbox"/>	2,000kW 以上 (特別高圧)	<input type="checkbox"/>	500kW~2,000kW (高圧)
<input type="checkbox"/>	500kW 未満 (高圧)	<input type="checkbox"/>	50kW 未満 (低圧)

【様式1】

環境配慮評価項目等報告書

年 月 日

横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課長

所在地
 商号又は名称
 代表者職・氏名
 問い合わせ先部署名
 問い合わせ先担当者名
 問い合わせ先電話番号
 問い合わせ先
 Eメールアドレス

横浜市グリーン電力調達実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり報告します。
 なお、報告内容は事実と相違ありません。

【環境配慮評価項目に係る数値及び評価点】

環境配慮評価項目	数値	評価点
(1) 2021年度の1kWhあたりの全電源平均CO ₂ 基礎排出係数	(kg-CO ₂ /kWh)	点
(2) 2021年度の再生可能エネルギーの導入状況等	(I)+(II) (%) ※小数点以下第2位を切捨て	点
合計 (1)+(2)		点

【(2)の算定に係る内訳】※(I)(II)それぞれの端数処理は小数点以下第3位を切捨て

$$(I) \text{ 再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}(①+②)}{\text{供給電力量(需要端)}: A} \times 100$$

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端)
- ② 他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端)
- A 供給電力量 (需要端)
- B ②のうち、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量 (送電端)

①	kWh	②	kWh
A	kWh	B	kWh

$$(II) \text{ 未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}: C}{\text{供給電力量(需要端)}: A} \times 100$$

C 未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)

C	kWh
---	-----

【供給可能な規模】 供給可能な規模の左側に「○」を入力 ※複数選択可

<input type="checkbox"/>	2,000kW 以上 (特別高圧)	<input type="checkbox"/>	500kW~2,000kW (高圧)
<input type="checkbox"/>	500kW 未満 (高圧)	<input type="checkbox"/>	50kW 未満 (低圧)